

# 令和7年度鳥取県西部圏域「給食施設状況報告書」集計結果(概要)

令和8年1月鳥取県西部総合事務所米子保健所

このたび、県西部圏域における令和7年度の「給食施設状況報告書」の集計結果をとりまとめたので、公表します。

この集計は、「健康増進法」及び「健康増進法に係る給食施設に関する事務取扱要綱」に基づき、給食施設における栄養管理状況を明らかにするために、毎年実施しているものです。

## 【集計結果のポイント（令和7年6月1日時点）】

○給食利用者のために非常食を備えている施設は117施設、全体の74.1%であり、令和2年度と比較すると6.2ポイント増加していた。

○介護老人保健施設は100%、老人福祉施設は90.9%の施設が個人別給与栄養目標量を設定していた。

○届出のある全ての病院で管理栄養士が関わるチーム医療を行っており、多い順に「褥瘡に関するもの」が全施設、「NST」が12施設にあった。

※「NST」=栄養サポートチーム：患者に最適な栄養療法を提供することを目的とした医療チーム

○目標量と給与栄養量の比較をしている施設の割合は、学校・給食センターが55.6%、保育所・幼稚園・認定こども園が73.6%、個別の食物アレルギーへの配慮をする施設の割合は、学校・給食センターが100%、保育所・幼稚園・認定こども園では98.6%であった。

## 1. 対象施設

	学校	病院	介護老人保健	老人福祉	児童福祉	社会福祉	事業所	自衛隊	その他	合計
特定給食施設	16	14	9	14	49	2	0	2	1	107
その他の給食施設	2	4	4	8	23	5	1	1	3	51
合計	18	18	13	22	72	7	1	3	4	158

※ 対象施設は以下のとおりです。

(1) 特定給食施設：特定かつ多数の者（1回100食以上又は1日250食以上）に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第5条で定めるもの。

(2) その他の給食施設：特定かつ多数の者（概ね1回50食以上又は1日100食以上）に対して継続的に食事を供給する施設（特定給食施設を除く）。

(3) 令和2年度から以下の変更を行いました。

・施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約している場合には給食施設の対象となる。

・同一敷地内に施設の種類や利用者（特定給食施設を利用して食事の提供を受けるものをいう。）の特性が明らかに異なる施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の給食施設として報告を行う。

ただし、複数の施設のうち、提供食数が1回50食未満または1日100食未満の施設については、給食施設を所有する施設と栄養管理の内容及び実務責任者が同一の場合、当該施設の給食を含めて報告することができる。

・種類に介護医療院が追加された。

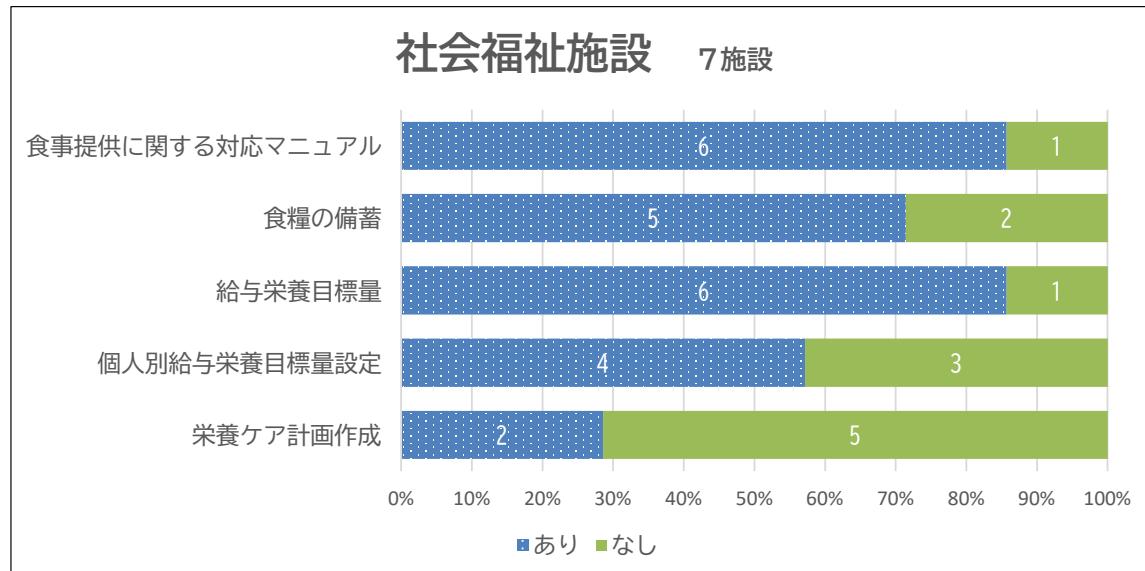
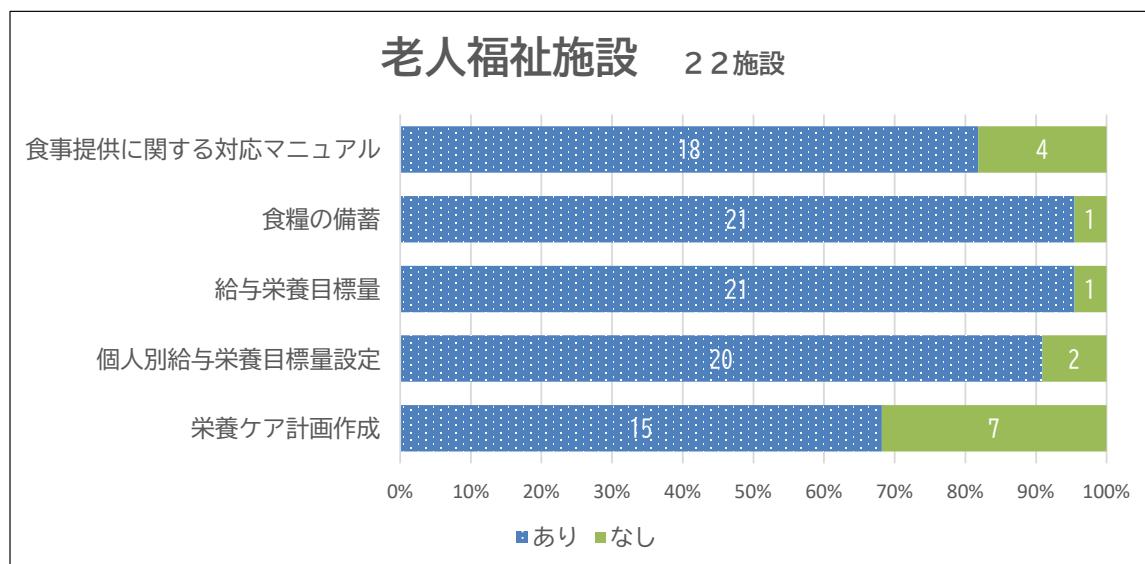
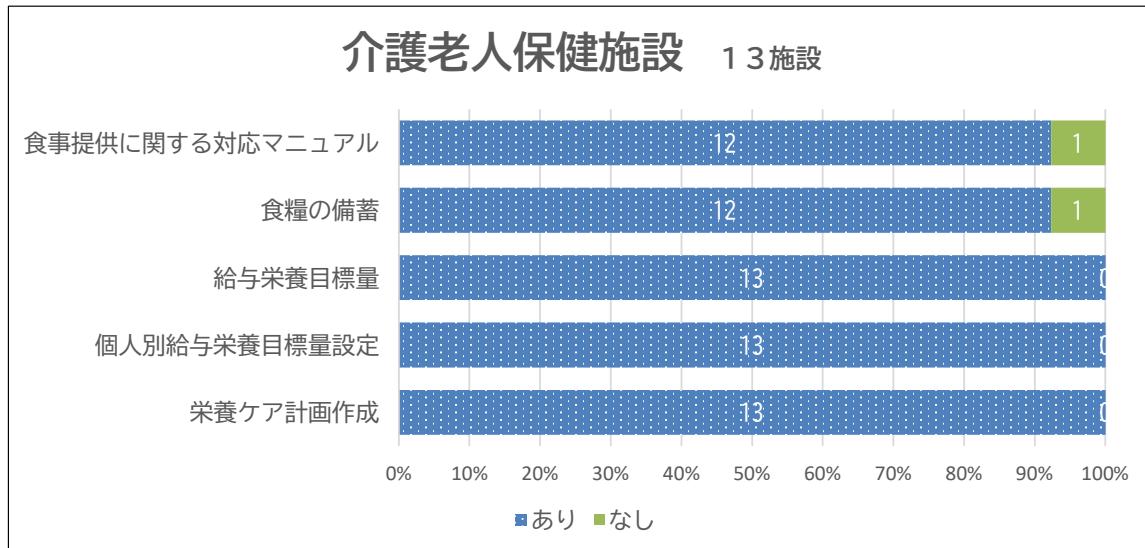
## 2. 結果の概要

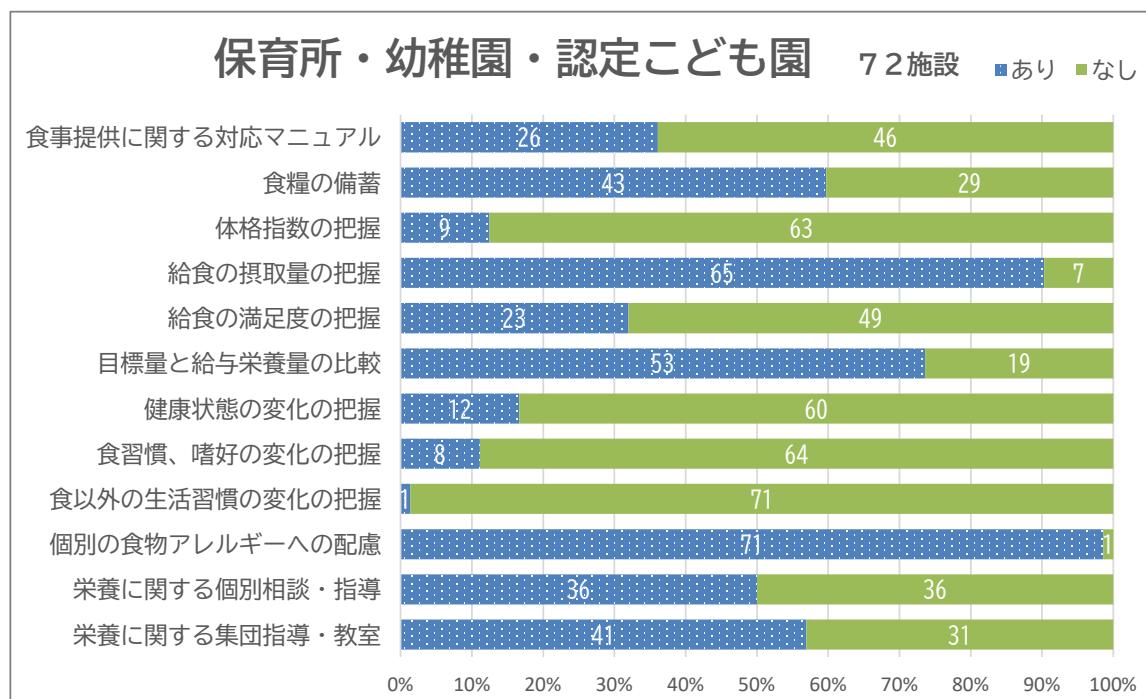
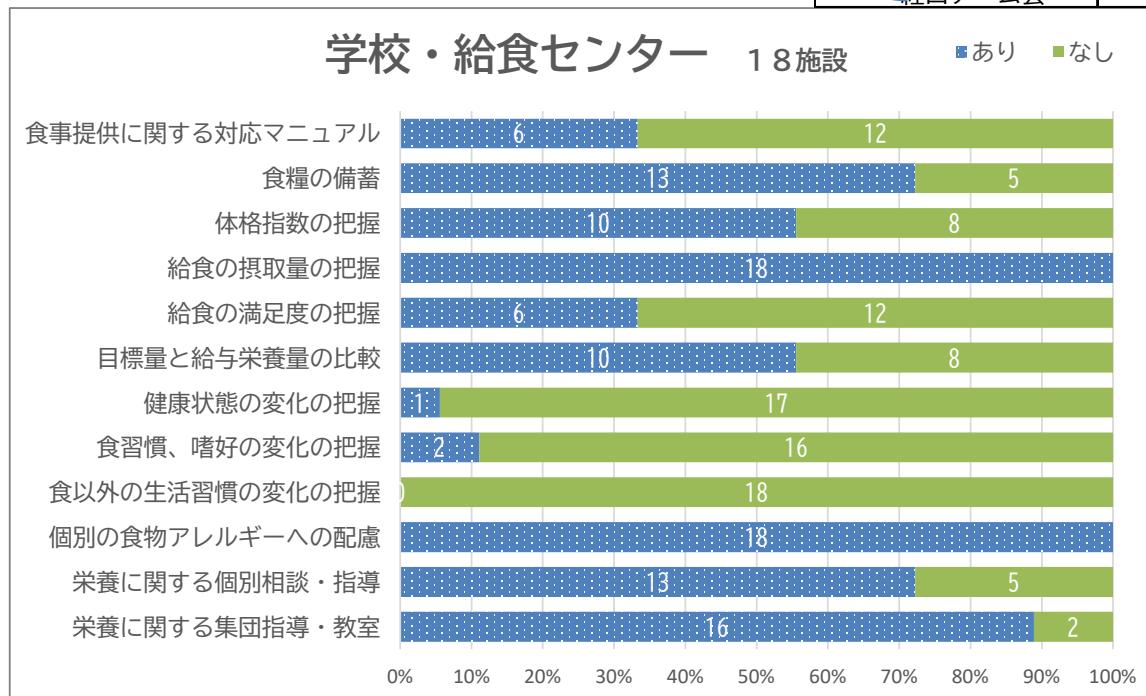
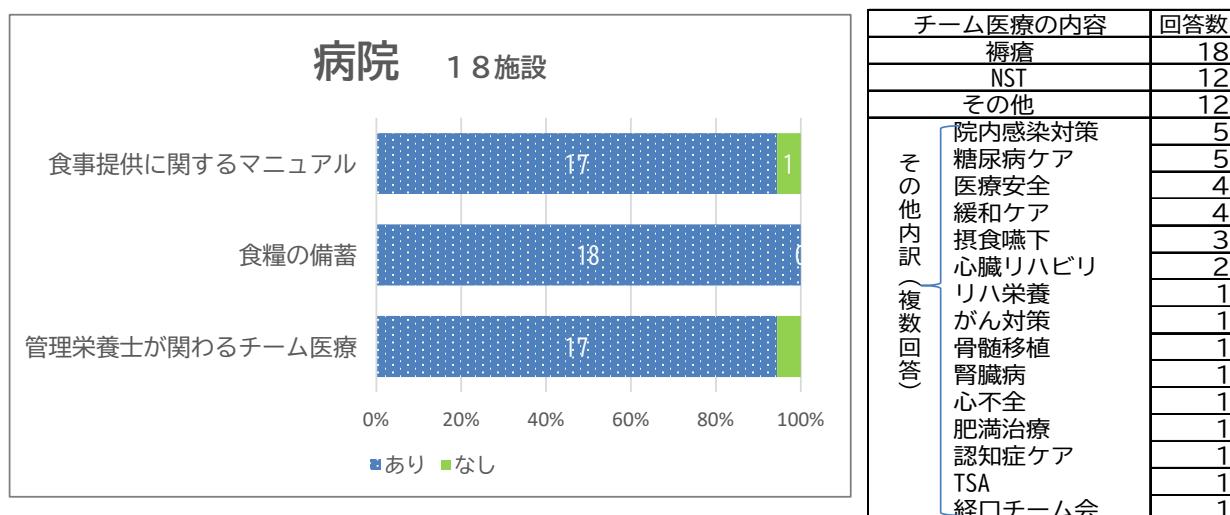
### (1) 非常時の備えについて

近年、全国的にも大雨や地震、台風など自然災害が起こっていることから、今年度のテーマを「災害時の備蓄」とし、施設の種類ごとに備蓄食品の有無についてまとめました。

	学校	病院	介護老人保健	老人福祉	児童福祉	社会福祉	事業所	自衛隊	その他	合計
あり	13	18	12	21	43	5	0	2	3	117
なし	5	0	1	1	29	2	1	1	1	41
合計	18	18	13	22	72	7	1	3	4	158
備蓄ありの割合	72.2	100	92.3	95.5	59.7	71.4	0	66.7	75	74.1

## (2) 施設の種類ごとの集計結果





## 事業所・自衛隊・その他 8施設

